第 15 回御嵩町農業委員会会議録	
1、招集年月日	令和6年10月3日
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室
3、開会	午前9時00分
4、会議に付された件名	
	第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見
について   議第 48 号   農用地利	川用集積等促進計画案に対する意見について
報第 17 号 農地法第	53条の3第1項の規定による届出について
5、事務局	事務局長       渡辺一直         事務局次長       伊藤博之         書       宮内一成
6、会議録署名者	3番 加藤 洋子 委員 6番 山本 惠美雄 委員
7、欠席委員	5番 木島 和美委員
会長	ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 15 回御嵩町農業委員 会を開会します。 (本日、5番 木島 和美 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。) 本日の会議録署名者に、3番 加藤 洋子 委員、6番 山本 惠美雄 委員を指名します。 それでは議第 47 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	2ページをご覧ください。議第47号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第5条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3ページをご覧ください。 (議案書3ページ朗読) 別添資料は1ページから18ページをご覧ください。 以上です。
会 長	事務局からの朗読が終わりましたので、これより審議に入ります。1号事案について、13番中川 洋二 委員 説明願います。
13番 中川洋二 委員	13番 中川です。1号事案について説明します。資料5-1をご覧

ください。事務局より説明のありました事項については省略します。

申請地は古屋敷公民館から西へ100m程のところとなります。 申請目的は、使用借人は現在勤務先の社宅で暮らしているが、家族 の成長に伴い手狭になってきたため戸建て住宅の建設を検討してい た。

使用貸人は使用借人の義父にあたり自身が所有する土地を無償で貸すことにしたものとなります。

利用期間は、許可日から20年。資金調達は、自己資金及び借入金となります。

申請地の北側及び東側は使用貸人所有、地目は田・南側及び西側は用悪水路となっております。

雨水については西側水路の下をくぐり非水路に排水、汚水は南側下水に接続。万が一周辺農地に被害を及ぼした場合には自己責任にて解決するとの事。

造成については現在の南側道路の高さ程度に盛土、進入路は南側水路に蓋を設置して進入。周辺はコンクリートブロック、南側・西側水路との境は張りコンクリートを設置します。

許可申請書・登記事項証明書・公図・位置図・土地利用計画図・ 誓約書・転用資金にかかる確約書・貯金残高証明書・水利組合同意 書・代替地検討資料を確認。

9月19日に事前現地確認、9月26日に現地確認を行いました。 以上のことから第1号事案については問題ないと思います。皆さの 審議をお願いします。

会 長

質疑に入ります。質疑等はありませんか。 質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。

会 長

採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。

次に2号事案について10番 加納 恒明 委員 説明願います。

10番 加納恒明 委員

10番 加納です。2号事案の説明をいたします。事務局が朗読されました事については、省略いたします。資料の5ページから7ページまでをご覧ください。

申請地の場所は、伏見郵便局より西に約100mの所です。

1. 転用の目的は個人住宅の駐車場5台分です。権利を設定し又は 移転しようとする理由の詳細は、譲受人は申請地の東側に住んで おり駐車場が不足し困っていたためです。

- 2. 転用の目的に係る施設の概要は、89 m<sup>2</sup>の駐車場となっています。
- 3. 事業の操業期間又は施設の利用期間は許可日より永久です。
- 4. 転用する事によって生ずる付近の土地の概要、東側は道路、北側は畑、西側・南側は不耕作の田んぼとなっています。

コンクリートブロック壁を施工し土砂等の流出のないようにする。雨水は自然浸透、活水は発生しません。万が一問題が生じた場合は申請人において解決する。

- 5. 添付書類は、申請書・委任状・全部事項証明書・誓約書・銀行 口座帳・可児土地改良区意見書・代替検討用地書・理由書につい て確認しました。
- 6. 9月17日事前説明、9月26日現地確認を行いました。

以上のことから2号事案の申請内容について、現地確認時に出ま した疑問点等について解決していれば、私は問題がないと思います が皆さんの審議をお願いします。以上で説明を終わります。

事務局

現地確認時に出た疑問点、駐車場の事案についてこれだけの台数分 必要なのか、建設課にて開発協議に出ている雨水の排水処理につい て説明。

会 長

質疑に入ります。質問はありますか。

(ほかに)質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。

会 長

採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。

次に3号事案について10番 加納 恒明 委員 説明願います。

10番 加納恒明 委員

加納です。3号事案の説明をいたします。事務局が朗読されました事については、省略いたします。資料の9ページから12ページ までをご覧ください。

申請地の場所は、伏見郵便局より西に約100mの所です。

転用の目的は、特定建築条件付売買予定地4区画です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、譲受人は申請地を取得して造成し、宅地分譲として不動産取引を行うためです。

転用の目的に係る施設の概要は、宅地分譲4区画の計画です。 事業の操業期間又は施設の利用期間は許可日より永久です。 転用する事によって生ずる付近の土地の概要は、北側は住宅及び 畑、東側は道路、西側は水路及び住宅と田、南側は住宅及び不耕作の田となっています。

申請地の周辺境界にはコンクリートブロック壁を施工し、土砂等 の流出のないようにする。万が一問題が生じた場合は申請人におい て解決する。

添付書類は、6名の委任状・全部事項証明書5筆分・誓約書・現 在事項全部証明書・可児土地改良区誓約書及び同意書・意見書・宅 地建物取引業者免許証について確認しました。

9月17日事前説明、9月26日現地確認を行いました。

以上のことから3号事案の申請内容について、現地確認時に出ました疑問点等について解決していれば、私は問題がないと思いますが皆さんの審議をお願いします。以上で説明を終わります。

事務局

現地確認時に出た疑問点、土地改良区より水路のコンクリート舗装・工事後の施工・農業用の取水口の閉栓・水路の掃除について説明。

会 長

質疑に入ります。質問はありますか。

(ほかに)質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。

会 長

採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、3号事案は適当と認め進達します。

次に4号事案について10番 加納 恒明 委員 説明願います。

10番 加納恒明 委員

加納です。4号事案の説明をいたします。事務局が朗読されました事については、省略いたします。資料の13ページから16ページまでをご覧ください。

申請地の場所は、伏見郵便局より西に約 100mの所です。

転用の目的は、道路拡幅です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、宅地分譲地への接道幅が北側約8cm足りないことが判明したので道路を造成する為です。

事業の操業期間又は施設の利用期間は許可日より永久です。御嵩町に寄付予定。

転用する事によって生ずる付近の土地の概要は、東側は不耕作の 田、西側・南側は水路及び道路、北側は住宅となっています。申請 地(道路)はアスファルト舗装とする。万が一問題が生じた場合は申 請人において解決する。 添付書類は、委任状・全部事項証明書・誓約書・現在事項全部証明書・〇〇〇〇定款について確認しました。

9月17日事前説明、9月26日現地確認を行いました。

以上のことから2号事案の申請内容について、現地確認時に出ました疑問点等について解決していれば、私は問題がないと思いますが皆さんの審議をお願いします。以上で説明を終わります。

事務局

現地確認時に出た確認事項として、転用事業者が転用しようとするところは、通常の考えで行くと、道路法面を含めて道路は構成しているという考えがある中で、法面を含めないところまでの転用申請となっているため、建設課に確認をするようにという指示をし、その後、本来法面とする箇所をコンクリートの構造物で直角に埋め施工するということで、建設課の担当者レベルでは許可ができる見込みという説明をした。

会 長

質疑に入ります。質問はありますか。

(ほかに)質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。

会 長

採決に入ります。4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、4号事案は適当と認め進達します。

次に5号事案について10番 加納 恒明 委員 説明願います

10番 加納恒明 委員

加納です。5号事案の説明をいたします。事務局が朗読されました事については、省略いたします。資料の17ページから19ページ までをご覧ください。

申請地の場所は21号バイパスの上恵土本郷東交差点より南西に約500mの可児市境の所です。

転用の目的は、塗装工事業の資材置場及び駐車場です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、譲受人は申請地西側 50m の所に会社があり、資材が増えて困っており資材置場及び駐車場として利用する為です。

転用目的に係る施設の概要は、コンテナ倉庫大小1個と社員用駐車場2台分となっています。

事業の操業期間又は施設の利用期間は許可日より永久です。

転用する事によって生ずる付近の土地の概要は、東側は駐車場、 北側・西側は畑、南側は道路となっています。整地のみで砂利敷き にして、雨水は地下浸透させます。汚水の発生はありません。万が 一問題が生じた場合は申請人において解決する。

添付書類は、委任状・全部事項証明書・確約書・誓約書・普通預 金通帳の写し・現在事項全部証明書・隣地承諾書・理由書について 確認しました。

9月17日事前説明、9月26日現地確認を行いました。

以上のことから5号事案の申請内容について、現地確認時に出ま した疑問点等について解決していれば、私は問題がないと思います が皆さんの審議をお願いします。以上で説明を終わります。

事務局

現地確認時に出た疑問点、隣地承諾がなかった経緯の再確認と、隣地承諾に変わる確約書の提出があったことについて説明。

会 長

質疑に入ります。質問はありますか。

(ほかに)質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。

会 長

採決に入ります。5号事案について、適当と認める方は挙手願います。

挙手全員であります。よって、5号事案は適当と認め進達します。

次に 議第48号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について議題とします。事務局より朗読願います。

事務局

4ページをご覧ください。議第48号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、別表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、委員会の意見を求めるものとする。5ページをご覧ください。

(議案書5ページ朗読)

別添資料は19ページから20ページをご覧ください。以上です。

会 長

事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案については、事務局より説明があると聞いていますので 事務局は説明をお願いします

事務局

1号事案について説明いたします。 当該事案の申請地につきましては、令和6年5月2日第10回御 嵩町農業委員会総会の 議第34号 農用地利用集積計画の決定についての議題において、土地所有者である○○○氏から、一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長に対し、中間管理事業における土地の使用貸借について利用集積計画の決定を行っており、皆様にも概要を説明させていただいております。今回は一般社団法人岐阜県農畜産公社が、借受を行った当該申請地を中間保有し、草刈り作業等を行い耕作ができる状態にした上で、今後は農業者の○○○氏に貸し付けを行う旨の審議となります。

○○○○氏は現在、上之郷地区を中心に約 6.9ha を耕作していただいています。耕作している主な作物は水稲、大豆です。農作業に従事日数や実績、耕作機械の所有状況についても、トラクター、田植機、コンバイン等営農に必要な農業用機械を所有していることから、○○氏が当該申請地において営農を行っていくことについて、事務局としては問題ないと考えます。以上です。

会 長

質疑及び意見聴取に入ります。質問や意見はありますか。 (ほかに)質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありま

すか。

事務局次長

特にありません。

会 長

採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。

挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め、意見は無いとして回答いたします。

次に2号事案について田中 宣行 推進委員説明願います。

田中宣行 推進委員

御嵩地区担当の田中です。2号事案について説明します。

申請地は、国道 21 号線井尻交差点から南へ約 200mの場所です。 9月26日に山本 委員と現地確認を行いました。

以前から利用権設定しており、水稲等の作付けを行っており適切 に管理されていることから、問題ないと思います。皆さまの審議を よろしくお願いします。

会 長

質疑及び意見聴取に入ります。質問や意見はありますか。

(ほかに) 質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか

事務局次長

特にありません。

会 長

採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。

挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め、意見は無 しとして回答いたします。

	次に 報第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に ついて事務局より報告願います。
事務局	6ページをご覧ください。報第17号 農地法第3条の3第1項の 規定による届出について。 別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について 委員会に報告するものとする。7ページをご覧ください。 (議案書7ページを朗読) 以上です。
会 長	事務局より補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
会 長	事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって 報告とさせていただきます。 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうご ざいました。

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを 証するために署名する。

 令和
 年
 月
 日

 会長
 3番

 6番